

那霸市議会は15日、政治資金問題を代表質問で取り上げた日本共産党・古聖茂治議員に対し、陳謝を求める懲罰を科しました。自民・公明の18人が賛成、6会派の18人が反対と賛否同数となり、議長裁決で可決されました。古聖議員は、「収支報告書と領収書にもとづいて事実と真実を述べたもので、懲罰を科す理由はまったくない」として、その不当性を具体的に反論しました。古聖議員は不当な陳謝文の読み上げを拒否しました。

陳謝を求める不当な懲罰への古聖茂治議員の弁明・反論 3月15日・本会議

ハイサイ、グスースヨーチューウガナビラ。日本共産党・オール沖縄の古聖茂治です。

弁明の機会が与えられましたので、私の日本共産党代表質問での発言は、不穏当ではなく、政治資金収支報告書に記載されている事実と真実を述べたものであり、民主政治において、私には懲罰を科される理由がまったくないことを明らかにさせていただきます。

同僚議員のみなさん。市民のみなさん

私は、2月15日の代表質問において、自民党の政治資金パーティーをめぐる巨額の裏金づくり事件、政治と力ネの問題、おくま亮後援会の収支報告書への寄附金の不記載問題などについて質問しました。本市上下水道局用地の所有権を巡り、収賄容疑で逮捕・起訴されている久高前議長が代表の自民党那霸市支部から、おくま亮後援会に16万円、山川典二氏に150万円が寄附されていることを、自民党那霸市支部の収支報告書に記載されている事実から明らかにしました。また、國場幸之助代議士が代表の自民党沖縄県第一選挙区支部から、おくま亮後援会に35万円が寄附されていることを、自民党沖縄県第一選挙区支部の収支報告書に記載されている事実から明らかにしました。そして、おくま亮後援会が両政治団体から受けた合計51万円の寄附金のうち、31万円が収支報告書に記載されていない事実、不記載の事実を、おくま亮後援会の收支報告書から明らかにしました。

同僚議員のみなさん。市民のみなさん

懲罰を科すべきは、真実を、事実を明らかにした日本共産党的私・古聖茂治ではなく、政治資金規正法に反して、不記載を行った方々ではないでしょうか。

私は、3月4日の懲罰委員会において、現在、国土交通副大臣の国場幸之助代議士が代表の自民党沖縄県第一選挙区支部、逮捕起訴された久高友弘前議長が代表の自民党那霸市支部、おくま亮後援会、山川典二後援会、久高友弘後援会などの収支報告書と、おくま亮後援会発行の6枚の領収書の写し含む110ページの資料、さらに、総務省作成の「政治資金規正法のあらまし」19ページの資料と、不記載の事実などを簡潔にまとめたB4の資料1枚を議員に配布させていただき、弁明を行い、事実の説明をさせていただきました。政治資金収支報告書とは、政治団体の収入、支出の総額やこれら明細などを記載した報告書をいい、毎年12月31日現在で作成されるものです。収支報告書については、当該政治団体の1年間の収入及び支出の状況等に関する決算書ともいいうべきものです。収支報告書は、当該政治団体の会計帳簿に沿って、領収書と合算して作成されるものであり、提出に際しては、1件5万円以上、国会議員の政治団体は1件1万円以上の領収書の写しを添付します。さらに、「この報告書は、政治資金規正法に従つて作成したものであって、真実に相違ありません」の押印、署名した宣誓書も併せて、提出することになっています。収支報告書は、官報又は都道府県の公報・HPによって公表されるとともに、収支報告書と添付された領収書の写し、そのものも閲覧又は写しの交付の対象となつており、収支報告書は、政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開するという法の目的から見て、極めて重要な役割を担うものとなっています。

同僚議員のみなさん。市民のみなさん

私の2月15日の代表質問での発言は、この収支報告書の記載内容と領収書の写しに照らし合わせて、事実を明らかにしたもののです。そのことは、懲罰委員会の委員に配布した収支報告書と領収書の写しなどの客観的資料ではっきりと誰でもわかります。自民党那霸市支部が、2022年2月25日に沖縄県選挙管理委員会に提出した収支報告書に添付された2021年8月2日の領収書の写しは、宛先が自由民主党那霸市支部様金額16万円、但し寄付金として、領収書の発行者は、住所が那霸市奥志●●番地 メゾン●●おくま亮後援会と記入されています。懲罰委員会の議員のみなさんは、この事実を私が配布した資料、収支報告書に添付された領収証の写しで直接、確認しています。

日本共産党那霸市議団ニュース 17号 2024年3月16日

都市建設環境委員
団長 古聖茂治 幹事長 洪川朝涉 総務委員
教育福祉委員

ご意見、ご要望を

お気軽にお寄せ下さい 政調副委員長 前田千尋 厚生経済委員

発行：日本共産党那霸市議団 那霸市泉崎1-1-1市役所4階 電話：862-8268 FAX867-3170

お困りごとは、お気軽にご相談ください。

厚生経済委員
西中間久枝

私が2月15日の日本共産党の代表質問で指摘した、おくま亮後援会が収賄罪で逮捕起訴された久高前議長が代表を務める自民党那覇市支部から16万円の寄附を受けたいた事実、さらに、収支報告書に寄付を記載しないなかった不記載の事実が正しかったことは、おくま亮後援会名で発行された16万円の領収書の写しで、明確に証明されています。おくま亮後援会の不記載は明白な事実です。後援会名の領収書がありながら、不記載ではないと開き直り、私を懲罰に科そななどとする、理不尽極まるることは断じて許せるものではありません。

同僚議員のみなさん、市民のみなさん

自民党那覇市支部は、私の代表質問から4日後の2月19日に、寄附を受けたのはおくま亮後援会ではなく、奥間亮本人だったと収支報告書を訂正しています。おくま亮後援会名で発行された16万円の領収書の写しが県選管に提出されているのに不思議なことです。

領収書とは、金銭のやりとりを伴う取引が客観的に存在することを証明するものです。寄付金を渡した側は、領収書が確実に寄付金を支払ったことの証拠になります。寄付金を受けた側にとっては、寄付金を受け取ったことを領収書によって証明するものとなります。そこで、領収書の発行者、金額、宛先に間違いがあればその場で破棄して正しく書き換えるはずです。これがトラブルを防ぐ最低限のマナーであり、世間の常識です。それなのに、県選管に提出された領収書の写しと違う、別の領収書が存在し、差し替えることは、その政治団体の収支報告書の信憑性と、領収書を書いた政治家自身の信頼性に多くの疑惑が生じてくるのは当然の成り行きではないでしょうか。

6億8千万円近い不記載が発覚している自民党の国会議員でも、提出した領収書の写しを差し替える政治家は皆無ではないでしょうか。自ら書いた政治家個人名の領収書と、後援会名の領収書が存在するのであれば、政治家個人と後援会が別々に、同じ金額と同じ日に受け取ったと理解するのが、領収書の持つ性格、役割からしても、自然の流れではないでしょうか。

さらに、私が2月15日の代表質問で取り上げた、國場代議士を代表とする自民党沖縄県第一選挙区支部からの寄附のおくま亮後援会の収支報告書への不記載は、両政治団体の収支報告書を照らし合わせれば、どなたにでもわかる明確な事実です。自民党沖縄県第一選挙区支部は、15日の私の代表質問を受けて、これも4日後の2月19日に、2021年9月19日と12月30日のおくま亮後援会への寄附を削除し訂正しています。自民党沖縄県第一選挙区支部は、収支報告書を真実に相違ないと宣誓し、押印、署名して県選管に提出します。その収支報告書で、故意、過失に係わらず、違う領収書の写しを添付し、その金額を記載したのであれば、結果的に偽造・虚偽記載にあたります。その時点で、収支報告書には不記載問題が発生します。訂正がない、2月15日時点の収支報告書に不記載があることは紛れもない事実です。事実と違う領収書で収支報告書を作成したのであれば、國場代議士が代表の自民党沖縄県第一選挙区支部の会計責任者、実務担当者、登録政治資金監査人の責任は重大です。本当に領収書と合して収支報告書を記載したのでしょうか。本当に監査を行つたのでしょうか。代表である國場代議士の市民への説明責任が求められています。いま、問題となっている自民党沖縄県第一選挙区支部と自民党那覇市支部の実務担当者は、なんと同一人物です。

政治資金規正法は、政治資金による政治腐敗の防止を図るための法律です。この法律では、政治資金の流れを国民に公開して、国民の不断の監視と批判を仰ぐということを通じて、政治活動の公正と公明を確保し、わが国における民主政治が健全に発達するようすることを目的としています。私が、おくま亮後援会の不記載、逮捕起訴された久高前議長が代表の自民党那覇市支部などの政治とカネの問題を代表質問で明らかにしたのは、市民に疑惑をもたれないよう政治資金規正法を厳格に遵守し、間違いを正してほしいとの立場からです。

同僚議員のみなさん、市民のみなさん

いま、「しんぶん赤旗」日曜版のスクープに端を発した、自民党が政治資金パーティーの名で、企業・団体献金を長期に渡って集めながら、主要派閥がそろって政治資金報告書を偽造し、巨額の裏金をつくっていた事件は、前代未聞の自民党ぐるみの違法行為で、底なしの金権腐敗政治です。高物価の中、生活を守るために必死になっている国民のみなさん、また、確定申告、インボイス、納税に1円単位の計算をおこない、苦労している国民、業者のみなさんを尻目に、くらしや社会保障を後回しして、裏金づくりに奔走していた自民党議員に対して、国民の批判と怒りは沸騰しています。安倍派は、2020年からの3年分で4億2726万円もの不記載があつたとして、政治資金収支報告書を訂正し、5年で6億800万円近い不記載を認めています。自民党が、6億800万円近い不記載を行つていたことは、政治資金規正法の根本精神をじゅうりんし、「民主政治の健全な発達」を妨害する組織的犯罪行為です。徹底した真相解明と、企業・団体による政治資金パーティー券購入含め、企業・団体献金の全面禁止が求められています。

政治資金規正法は、「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにする」ため、政治資金の流れを透明化し、「民主政治の健全な発達に寄与する」ことを目的とすると明記されています。

そこで、政治とカネの問題は、国政だけの問題ではありません。地方政治でも、那覇市議会でも、真相を解明して、間違いを正していく必要があります。それが、市民の負託を受け、法令を遵守すべき、私たち議員の務めです。

本市議会の基本条例、政治倫理条例にも、法令遵守が明確に謳われています。日本共産党は、その立場から久高前議長が議長室で5000万円を授受した贈収賄事件について、本会議の代表、一般質問で最も多く、追及してきました。私の2月15日の代表質問、2月22日の一般質問は、真相解明、金権腐敗政治一掃を願う市民の思いに応えたものです。

同僚議員のみなさん 市民のみなさん

那霸地方裁判所では、3月6日、本市の上下水道局の所有権を巡る贈収賄事件で、収賄罪で逮捕・起訴されている久高前議長らに現金4500万円を渡したとして、贈賄罪に問われた会社役員の初公判がありました。会社役員は起訴内容を認め、検察側は懲役2年を求刑し、弁護側は執行猶予付き判決を求め、結審し、判決は4月10日に言い渡される予定です。

地元紙（沖縄タイムス）は、検察側が証拠によつて証明すべき事実を明らかにする冒頭陳述で、「久高被告が土地の所有権回復に向けて便宜を図るために必要だとして現金5千万円を要求したとし、元不動産会社代表の男性（73）＝同罪で起訴後、死亡で公訴棄却＝が元総会屋の被告（80）＝同罪で起訴＝に資金提供を求めたと説明した。元総会屋の被告からの依頼を受けた会社役員の被告が5億円の報酬欲しさから借り入れで現金を用意し、2021年2月8日に他の被告らと議長室で久高被告に現金を手渡したと指摘。議長室で「目の前でまいます」「ありがとうございます」と久高被告が話すやりとりなどを録音した一部も証拠として示した。また、会社役員の被告は元総会屋の被告らと那霸市内で数回にわたり、久高被告や協力する市議らに対し、議会で市を追及すべきことや質問内容をレクチャーした。百余委員会の設置も急ぐよう求めた。と報道しています。

また、別の地元紙（琉球新報）も、「検察側は論告で『賄賂の供与後、久高被告からの働き掛けを受けた複数の市議によって議会でも土地問題が取り上げられた』などとし、久高被告によって賄賂の趣旨に応じた権限行使がされたと指摘。『公務に対する信頼への侵害結果は非常に深刻だ』と今回の贈収賄事件を評した。」と報道しています。そこで、昨年、10月14日の沖縄タイムスが、久高前議長の証言として「議長で質問できな私の代わりに質問し追及するよう市議3人にそれぞれ頼み、見返りに100万円単位の現金を渡した」－現金を渡した議員は、「分かりました」と言ってやつてくれた。成功すれば選挙資金だとか理由を付けて、さらに謝礼しただろう。億単位になつたかもしれない」との衝撃的な報道内容が正しかったことが、6日の那霸地裁の検察側の冒頭陳述と論告で明らかになっています。

同僚議員のみなさん 市民のみなさん

久高被告からの働き掛けを受けて、協力し、議会で土地問題を巡り質問をした議員は、今回の公判での検察側の贈収賄事件の立証を受けて、市民への説明責任を果たすべきです。また、議会としても議長を先頭に指摘されている議会・議員の係わってきた事実関係を、自ら事の真相を明らかにして問いただすなど、真相解明に動くべきです。先ほど久高前議長の逮捕の不祥事に関する検証・再発防止に関する報告がありましたが、真相解明なくして、再発防止なしだけです。

同僚議員のみなさん 市民のみなさん

いま、那霸市議会に求められているのは、久高前議長が絡む贈収賄事件を議会で一番取り上げて追及していく日本共産党の私・古堅茂治を懲罰にかけて、数の力で政治とカネの問題を抑え付けることではありません。久高前議長の逮捕起訴で失った議会と議員への市民の信頼の回復を図るためにも、検察が証拠に基づいて明らかにしている議会・議員の係わってきた事実関係を、自ら事の真相を明らかにすることではないでしょうか。

上下水道用地問題を巡り、質問を行った自民党議員は、市民への説明責任を自ら果たすべきです。

偶然の一一致なのか、私が代表質問で取り上げた久高前議長が代表を務める自民党那霸市支部から、この問題で質問した自民党議員に寄附があつたことが那霸支部の収支報告書に記載されています。

これらの事実を指摘し明らかにした私の質問に恐れをなし、懲罰にかけて抑えようとしたのであれば、民主

政治では許されない言語道断の行為です。多くの市民は怒り、議会、議員の真相解明を求めています。

同僚議員のみなさん 市民のみなさん

收支報告書と領収書の写しなどを照合して明らかにした事実に照らしても、また、政治家と政治団体が厳格に遵守すべき政治資金規正法に照らしても、久高前議長が絡む贈収賄事件の議員の関わりを追及している私に懲罰を科する理由は全くありません。数の力で、威圧で、不記載問題、政治とカネの問題、贈収賄事件の真相解明を抑え込もうとする懲罰動議には道理も大義もありません。良識ある同僚議員と多くの市民から厳しい批判を受けることとなるでしょう。

私と日本共産党には、多くの市民と県民から、全国からも激励が寄せられています。

日本共産党・古堅茂治、理不尽な懲罰の脅しに屈することなく、引き続き全力を尽くして真相解明に取組む決意を改めてはつきりと表明させていただきます。

同僚議員のみなさん 市民のみなさん

みなさんの良識あるご判断を心からお願い申し上げ、私の弁明、反論と致します。

ありがとうございました。イッペー ミハーデービル

▼県選管 HP で公表の政治資金収支報告書等での記載と添付領収書の事実（※収支報告書等の資料と照合されてください）※2024年3月4日懲罰委員会・古堅議員配布資料

寄附先	寄附年月日	寄附金額	領収書添付 資料ページ	寄附金を支出した政治団体名と代表	提出時の 記載状況	2024年3月3日現在の収支報告書	支出先の 資料ページ
おくま亮後援会	2021年 5月 15日	100,000	添付 39P	自民党沖縄県第一選挙区支部 / 代表・国場幸之助代議士	記載		34P
おくま亮後援会	2021年 6月 30日	30,000	添付 105P	邦梁会・代表 小渡玠（国場代議士支援団体）	不記載	訂正なし	101P
おくま亮後援会	2021年 9月 19日	50,000	添付 41P	自民党沖縄県第一選挙区支部 / 代表・国場幸之助代議士	不記載	後援会2/14-15訂正 64P 支出側2/19訂正	34P
おくま亮後援会	2021年 11月 30日	100,000	添付 43P	自民党沖縄県第一選挙区支部 / 代表・国場幸之助代議士	記載		34P
おくま亮後援会	2021年 12月 30日	100,000	添付 45P	自民党沖縄県第一選挙区支部 / 代表・国場幸之助代議士	不記載	後援会2/14-15訂正 64P 支出側2/19訂正	35P
山川典二	2021年 6月 14日	550,000		自民党那覇市支部 / 代表・久高友弘		※山川典二氏は6月は市議選立候補予定者、7月11日～8月3日までは市議当選者。	
山川典二	2021年 7月 30日	800,000		自民党那覇市支部 / 代表・久高友弘		8月4日から那覇市議会議員。	
山川典二	2021年 8月 2日	150,000		自民党那覇市支部 / 代表・久高友弘		※政治家が受けた寄付金が政治活動に使われない個人所得であれば確定申告する必要がある。	
おくま亮後援会	2021年 8月 2日	160,000	添付 59P	自民党那覇市支部 / 代表・久高友弘	不記載	後援会2/14-15訂正 64P 支出側2/19訂正	55P
改革クラブ政策研究会	2021年 8月 2日	500,000		自民党那覇市支部 / 代表・久高友弘	不記載	2/19 訂正	76P
久高友弘後援会	2021年 8月 2日	1,000,000		自民党那覇市支部 / 代表・久高友弘	不記載	訂正なし 後援会報告書は収支ゼロ	108P

※2021年2月8日、久高友弘那覇市議会議長（自民党那覇市支部代表）は、上下水道局用地所有を主張する関係者から議会・政治工作費として5,000万円を議長室で受け取る。

◆2021年6月30日、那覇市議選の自民党公認・推薦13人が邦梁会から寄附金各3万円を受領。101P ※7月11日に当選した市議任期、8月4日から2025年8月3日まで。

※2021年7月30日、8月4・6日、各派代表者会議。8月2日、臨時会を開催。8月13日、臨時会で改選に伴う議長選を実施し那覇市議会第40代議長に自民会派の久高友弘氏を再任。

※久高友弘議員・山川典二議員・屋良栄作議員・奥間亮議員は、上下水道局用地所有を一方的に主張する関係者の立場で、本会議や委員会で当局を厳しく質して追及。

※2023年11月21日、収賄容疑で久高前議長（自民党那覇支部代表）逮捕、12月6日、収賄の罪で起訴。2024年1月17日、政務活動費を不正受給した疑いで追送致される。

●政治団体・政治家は政治資金規正法を遵守する義務がある。

●収支報告書は正しく記載し、領収書（5万円以上）写しを添付しての提出義務がある。

資料—総務省作成「政治資金規正法のあらまし」の6P

●政治資金収支報告書に不記載や虚偽記載があった場合、記載義務を負う会計責任者らに5年以下の禁錮、100万円以下の罰金罰則が適用される。資料—総務省作成「政治資金規正法のあらまし」の16P

◆おくま亮後援会は、2月14日に記載されてない8/2、9/19、12/30の寄付金を加筆し訂正。64P

◆おくま亮後援会は、2月15日に14日の訂正を削除訂正し、もとに戻す。64P

◆おくま亮後援会は、2021年5月1日に持ち金がないのに22万円を奥間亮氏へ寄附として支出。66P 政治資金規正法違反、虚偽記載にあたる。

おくま後援会の収入は、5月15日の10万円+11月30日の10万円+個人2万円の寄附金のみで、22万円を5月1日に寄附する収入がない。64P

◆おくま亮後援会は、宣誓書で添付書類欄の領収書等の写しのチェックがない。68P 22万円の領収書の写しが添付されてないと政治資金規正法に違反。

◆おくま亮後援会は、2021年6月30日に邦梁会から受けた寄付金の記載がない。101・105P 政治資金規正法違反の不記載にあたる。64P

◆自民党那覇市支部は、2月19日に支出先をおくま亮後援会から奥間亮氏へ訂正。55P 訂正は領収書の記載と違う。59P 政治資金規正法違反、明確な偽造・虚偽記載。

※自民党沖縄県第一選挙区支部は、登録政治資金監査人が政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査を実施し、報告書を提出している。

領収書と突合して正しく記載すべき会計責任者と、チェック役の登録政治資金監査人が領収書の間違いを見落す、初步的な重大ミスを犯している。

◆自民党国場幸之助代議士が代表の自民党沖縄県第一選挙区支部は、2021年の収支報告書に前年の領収書も添付して記載。34・35・41・45P

2024年2月19日に9/19、12/30の寄付を削除訂正。34・35P 訂正前の収支報告書は、政治資金規正法違反、虚偽記載にあたる。